

○越谷市農政審議会条例

昭和45年12月31日

条例第48号

改正 昭和46年7月1日条例第26号

昭和48年12月25日条例第48号

昭和56年6月24日条例第15号

昭和57年6月28日条例第14号

平成3年9月27日条例第25号

平成11年12月28日条例第31号

平成12年4月11日条例第30号

平成12年6月30日条例第36号

平成22年12月22日条例第33号

(設置)

第1条 越谷市の農政に関する必要な事項を審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、越谷市農政審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ農政に関する必要な事項を調査及び審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 農業協同組合代表 3人
- (2) 農業委員会委員 5人
- (3) 農業共済組合代表 1人
- (4) 土地改良区代表及び各種農業団体代表 6人
- (5) 関係行政機関の職員 1人

- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

- 2 会長は、会務を総理し審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長には、会長がこれにあたるものとする。
- 3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことはできない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 専門の事項を調査及び審議するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、委員のなかから会長が指名する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境経済部農業振興課において処理する。

(委任規定)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 4 8 年条例第 4 8 号）抄

- 1 この条例は、昭和 4 9 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 5 6 年条例第 1 5 号）

この条例は、昭和 5 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 5 7 年条例第 1 4 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和 5 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年条例第 2 5 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 1 年条例第 3 1 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年条例第 3 0 号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 2 年条例第 3 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 2 年条例第 3 3 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。